

(様式第50号の2)
処 理 コー ド

1210	01	1210	03
1210	02	1210	04

R03.11
A 面

農業者年金経営移譲年金裁定請求書

(1) 請求年月日 (JA受付年月日) 令和 元号 年 月 日
4 0 1 0 5 7

(2) 農業者年金被保険者証の記号番号
1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

(3) 氏名 (フリガナ) ノウネン タロウ
農年 太郎

(4) 生年月日 昭和 元号 年 月 日
2 2 9 0 8 0 8 ※生年月日を確認できる書類の添付... (5) 性別 ※性別欄の記載方法は自由です

(6) 住 所 (フリガナ) トウキョウト ミナトク ニシジンプラザ 1チヨウメ8バン21
東京都 港区 西新橋1丁目6番21

(7) 年金の振込を希望する金融機関 (注) 口座番号 1 1 2 3 4 5 6 7 4 0 0 9 8 7 6 5 (8) 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックしてください)
金融機関名 (フリガナ) ミナト ニシジンプラザ 港 西新橋

(9) 経営移譲終了日 元号 年 月 日 3 成 4 令和 3 1 0 4 1 8 (10) 基準日現在の農地等の面積 (43),(44),(69)の合計 10,000 (11) 加算付年金を請求するか (該当する番号に○印) 1 加算付年金を請求する 2 基本額年金を請求する

(12) 繰下げの希望欄
1 支給の繰下げを希望する 2 希望しない
平成(令和) 7 年 9 月から 「1」を選択した場合は、支給を希望する年月を記入してください。

請求年月日は、JAに提出した年月日を記入してください。請求年月日が1桁の場合は前に「0」を補うこと。

農業者年金被保険者証の記号番号を正確に記入すること。

生年月日の年月日が1桁の場合は、前に「0」を補うこと。

(★農業委員会が記入します。)

請求者の住所の市町村符号を記入すること。

口座番号が7桁未満の場合は、前に「0」を補い7桁として記入すること。

(※JAが記入します。)

年金の振込を希望している金融機関共同コードを記入すること。

口座番号等の確認方法について、どのように実施したか、どちらかにチェックをすること。

基準日後1年間においてすべての農地等の処分が終了した日を記入すること。

基準日現在の農地等の面積が㎡単位(小数点以下切り捨て)で記入されていること。
3,000㎡(旧基金法第42条の2による夫婦合意経営移譲の場合は6,000㎡)(注)以上あること。

(注)
道南を除く北海道の区域にあっては10,000㎡(旧基金法第42条の2による夫婦合意経営移譲の場合は20,000㎡)
沖縄県の区域にあっては2,000㎡(旧基金法第42条の2による夫婦合意経営移譲の場合は4,000㎡)

加算付年金に該当する場合は「1」に○印を付けること。
加算付年金に該当しない場合は「2」に○印を付けること。

繰下げを希望する場合は「1」に○印を付け、必ず希望する年月を記入すること。
繰下げを希望しない場合は「2」に○印を付け、年月は記入しないこと。

旧基金法第42条の2による夫婦合意経営移譲の場合、配偶者の情報(氏名・被保険者証の記号番号・生年月日)を記入すること。

(★農業委員会が記入します。)

受付した農業委員会の住所地符号を記入すること。

(※JAが記入します。)

受付したJAの農林漁業団体統一コードを記入すること。

(※JAが押印します。)

(13) 障害の状態にある場合の経営移譲年金支給停止解除請求欄(政令で定められた障害の状態にある方が、60歳前から支給を開始するための欄です。)

政令で定められた障害の状態にあるので、別紙診断書を添えて経営移譲年金支給停止の解除を請求する (解除請求する場合、請求するに○印を付けて下さい。)

(14) 旧基金法第42条の2による請求の場合、夫婦合意による経営移譲 配偶者の氏名 配偶者の被保険者証の記号番号 配偶者の生年月日

(15) 特定配偶者期間を有する請求者について(該当する番号に○印) 1 経営移譲年金への加算を選択する 2 死亡一時金を選択する(受給済みを含む) 死亡した配偶者の氏名 死亡した配偶者の被保険者証の記号番号 左の者の生年月日

× 基金記入欄 特定移譲 配偶者記番・生年月日 特定配偶 配偶者記番・生年月日 再処分年月日

※JA記入欄

※農林漁業団体統一コード
種別 都道府県 団体コード
0 1 2 3 4 5

TEL - -

経営移譲年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明

※ 受付印 第 受付 号 令和 1.5.7 港農協同組合 農業者年金基金業務受託機関

★農業委員会記入・確認欄

★農業委員会の住所地符号
都道府県 市区町村コード
1 2 3 4 5

TEL - -

経営移譲年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明

★ 受付印 第 受付 号 令和 1.5.8 港区農業委員会 農業者年金基金業務受託機関

×基金記入欄

年金証書記号番号

TEL - -

× 受付印

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

後継者基本額

B 面

後継者の氏名、生年月日、住所を記入すること。性別、続柄は該当する番号に○印を付けること。

後継者の農業従事期間について、「1通算」「2継続」のいずれか該当する方の番号に○印を付け、農業従事の年数・月数を記入すること。(D面の(76)欄の記載と一致すること。)

(9)欄(経営移譲終了日)当日現在の国民年金の種別の該当する番号に○印を付けること。なお、「4」の適用除外とは、20歳未満の国民年金法適用除外者をいう。

基準日から終了日までの間に、後継者に処分対象農地等を処分した日のうち最も早い日を記入すること。(なお、すべての農地等の処分が1回で終了している場合は(24)欄、(25)欄及び(9)欄は同じ年月日を記入すること。)

(25)欄の日において、処分対象農地等以外で後継者名義となっている農地等がある場合は、その面積を記入すること。ない場合は「0」を記入すること。

基準日から終了日までの間に、後継者に処分対象農地等を処分した日のうち最も遅い日を記入すること。

40	(16) 氏名	農年 小太郎			(17) 生年月日	昭和 3 年 9 月 0 3 日 平成 5 9 0 3 0 3			(18) 住所(請求者の住所(6)欄)と同一の場合は不要)
	(19) 性別	(20) 請求者との続柄	※続柄を確認できる書類の添付		(21) 農業従事年数・月数	(22) (9)欄の日の現在における国年種別		(23) 後継者名義の農地面積	
41	(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日	平成 3 年 4 月 3 日			(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日	平成 3 年 4 月 1 8 日			
	(26) 農業に常時従事している	(27) (24)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日	(28) (25)欄(処分対象農地等の最後の処分)の日	(29) 特定短期被用者年金被保険者である					
42	(30) 氏名	氏名			(31) 生年月日	生年月日			(32) 住所
	(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日	平成 3 年 4 月 3 日			(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日	平成 4 年 4 月 3 日			
43	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日	(37) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日	(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農地所有資格法人の構成員等ですか				
	(40) 法人等の名称	(41) 代表者氏名			(42) 主たる事務所の所在地				

【例】
1回目
平成30年12月11日に自作地6,000㎡について使用収益権を設定
2回目
平成31年4月18日に小作地3,200㎡について使用収益権を移転
(24)欄には最初の処分日である平成30年12月11日、(25)欄には最後の処分日である平成31年4月18日の年月日をそれぞれ記入すること。

・㎡単位で記入すること。(小数点以下は切り捨てること。)
・添付されている農地法第3条許可申請書等に記載されている処分ごとの面積と一致していること。
・請求者以外の世帯員が所有権又は使用収益権に基づき耕作している農地等がある場合は、「世帯員別農地等権利名義調書」(給付-3)を添付すること。

権利の種類	農地等の状況		農地等の処分状況			
	面積	面積	処分対象	権利の移転面積	使用収益権の設定面積	使用収益権の消滅面積
50 基準日現在の農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(43) 6,000 ㎡	後継者	(47) 6,000 ㎡	(55) 6,000 ㎡	
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(44) 4,000 ㎡	後継者	(48) 3,200 ㎡	(56) 3,200 ㎡	(63) 800 ㎡
53 基準日後に取得又は返還を受けた農地等の状況総括	所有権に基づくもの(自作地)	(45) 0 ㎡	後継者	(51) 0 ㎡	(59) 0 ㎡	
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(46) 0 ㎡	後継者	(53) 0 ㎡	(61) 0 ㎡	(65) 0 ㎡
面積(割合)			後継者	(67) 9,200 ㎡ () %		
			第三者	(68) 0 ㎡ () %		

(43)欄(自作地)のうち、後継者に使用収益権を設定した農地等の合計面積を記入すること。

(44)欄(小作地)のうち、使用収益権の消滅をした農地等の合計面積を記入すること。

(44)欄(小作地)のうち、後継者に使用収益権を移転した農地等の合計面積を記入すること。

後継者に処分した農地等の合計面積((49)欄+(55)欄)を記入すること。(使用収益権の消滅((63)欄)の面積は含まない。)

(72)欄が有「1」の場合は(73)欄にその面積を記入すること。

夫婦合意の経営移譲の場合に請求者本人名義の農地等の面積を記入すること。本人名義の農地等がない場合は0と記入すること。

使用収益権の消滅の相手方に、請求者の配偶者が含まれていた場合には「1」に○印を付けること。(その場合、E面の(80)欄を記載すること。)配偶者が含まれていない場合には「2」に○印を付けること。

(74) (14)欄で夫婦合意の経営移譲をした請求者の場合 請求者自身の名義に基づく農地等の面積

★ 農地等の処分についての添付書類のチェック
 ・(47)欄～(62)欄についての処分が確認できる書類の添付・・・□ (「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
 ・(63)欄～(66)欄についての返還が確認できる書類の添付・・・□ (「添付資料一覧」の8、又は契約期間満了の場合は契約時の6、9の書類)
 ・法人持分が有の場合、添付資料一覧の10.18の添付・・・□
 ・(72)欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11～15いずれかの書類の添付・・・□

基準日現在で農地所有資格法人に対する持分(株式)がある場合は有に○印を付け、(69)欄にその面積を記入する。

法人が事業の用に供している農地等の面積 ÷ 法人の構成員数 = 面積

★農業委員会へ基金へ請求書を送付する前に必要な書類が添付されているかを確認してください。

後継者加算付

B 面

(16) 氏名 農年 小太郎		(17) 生年月日 昭和 3 年 5 月 9 日 平成 5 9 0 6 0 3		(18) 住所(請求者の住所(6)欄)と同一の場合は不要	
40	(19) 性別 男 1 長男 女 2 長男以外の息子 3 娘	(20) 請求者との続柄 4 養子 7 その他 5 孫 6 直系卑属の配偶者	(21) 農業従事年数・月数 1 通算 年数・月数 2 継続 1 1 0 2	(22) (9)欄の日の現在における国年種別 1 号 3 3号 2 2号 4 適用除外	(23) 後継者名義の農地等面積 0
(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日 平成 3 年 3 月 0 日			(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日 平成 3 年 3 月 1 日		
41	(26) 農業に常時従事している 1 はい 2 いいえ	(27) (24)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別 1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	(28) (25)欄(処分対象農地等の最後の処分)の日に農業経営者となっている 1 はい 2 いいえ	(29) 特定短期被用者年金被保険者である 1 はい 2 いいえ	

(25)欄の日において、処分対象農地等以外で後継者名義となっている農地等がある場合は、その面積を記入すること。ない場合は「0」を記入すること。

基準日から終了日までの間に、後継者に処分対象農地等を処分した日のうち最も遅い日を記入すること。(なお、すべての農地等の処分が1回で終了している場合は(24)欄、(25)欄及び(9)欄は同じ年月日を記入すること。)

【例】
1回目
平成30年12月11日に自作地3,000㎡について使用収益権を設定
2回目
平成31年4月18日に小作地1,000㎡について使用収益権を移転
(24)欄には最初の処分日である平成30年12月11日、(25)欄には最後の処分日である平成31年4月18日の年月日をそれぞれ記入すること。

・㎡単位で記入すること。(小数点以下は切り捨てること。)
・添付されている農地法第3条許可申請書等に記載されている処分ごとの面積と一致していること。
・請求者以外の世帯員が所有権又は使用収益権に基づき耕作している農地等がある場合は、「世帯員別農地等権利名義調書」(給付-3)を添付すること。

42		(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住所	
43		(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日 平成 3 年 3 月 0 日	(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日 平成 3 年 3 月 1 日		
43	(35) 農業に常時従事している 1 はい 2 いいえ	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別 1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	(37) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている 1 はい 2 いいえ	(38) 特定短期被用者年金被保険者である 1 はい 2 いいえ	(39) 農地所有適格法人の構成員等ですか 1 はい 2 いいえ
法人に移譲した場合	(40) 法人等の名称				
法人に経営移譲した場合	(41) 代表者氏名				
	(42) 主たる事務所の所在地				

後継者の氏名、生年月日、住所を記入すること。性別、続柄は該当する番号に○印を付けること。

(9)欄(経営移譲終了日)当日現在の国民年金の種別の該当する番号に○印を付けること。なお、「4」の適用除外とは、20歳未満の国民年金法適用除外者をいう。

後継者の農業従事期間について、「1通算」「2継続」のいずれか該当する方の番号に○印を付け、農業従事の年数・月数を記入すること。(D面の(76)欄の記載と一致すること。)

基準日から終了日までの間に、後継者に処分対象農地等を処分した日のうち最も早い日を記入すること。

加算付年金を請求する場合に記載すること。

後継者が農業に常時従事している場合「1」に○印を付けること。常時従事していない場合は「2」に○印を付けること。

(24)欄当日現在の国民年金の種別の該当する番号に○印を付けること。

・3に○印を付けた場合は「農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付-10の2)を添付すること。

・4に○印を付けた場合は「20歳に達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付-10の3)を添付すること。

(25)欄の日から農業経営者となっている場合は「1」に○印を付けること。

「1」に○印を付けた場合は「特定被用者年金被保険者であることの申立書」(様式85号の2)を添付すること。

権利の種類	農地等の状況		農地等の処分状況				
	面積	面積	処分対象	権利の移転の面積	使用収益権の設定の面積	使用収益権の消滅の面積	
50 処分対象農地等の状況総括表	基準日現在の農地等	3,000	後継者	3,000	3,000		
	基準日後に取得又は返還を受けた農地等	7,000	後継者	1,000		6,000	
面積(割合)			後継者	4,000			
54	基準日現在の農地所有適格法人に対する持分(株式)の有無	有	譲渡した相手方	有	自留地	有	
	(69) 基準日現在の農地所有適格法人の構成員1人当たりの農地等面積	1 2	譲渡した相手方	1 2 3	旧法第43条農地等処分の相手方	1 2 3	

(43)欄(自作地)のうち、後継者に使用収益権を設定した農地等の合計面積を記入すること。

(44)欄(小作地)のうち、使用収益権の消滅をした農地等の合計面積を記入すること。

(44)欄(小作地)のうち、後継者に使用収益権を移転した農地等の合計面積を記入すること。

後継者に処分した農地等の合計面積((49)欄+(55)欄)を記入すること。(使用収益権の消滅((63)欄)の面積は含まない。)また、後継者が経営することとなる面積が30a以上50a未満の場合、D面(77)欄に作物別の作付面積と労働時間数を記入すること。

(72)欄が「1」の場合は(73)欄にその面積を記入すること。

使用収益権の消滅の相手方に、請求者の配偶者が含まれていた場合には「1」に○印を付けること。(その場合、E面の(80)欄に記載すること。)配偶者が含まれていない場合には「2」に○印を付けること。

(74) (14)欄で夫婦合意の経営移譲をした請求者の場合 請求者自身の名義に基づく農地等の面積

★ 農地等の処分についての添付書類のチェック
 ・(47)欄～(62)欄についての処分が確認できる書類の添付・・・(「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
 ・(93)欄～(66)欄についての返還が確認できる書類の添付・・・(「添付資料一覧」の8、又は期間満了の場合は6、9の書類)
 ・法人持分が有の場合、「添付資料一覧」の10.18の添付・・・
 ・(72)欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11～15いずれかの書類の添付・・・

基準日現在で農地所有適格法人に対する持分(株式)がある場合は有に○印を付け、(69)欄にその面積を記入する。

法人が事業の用に供している ÷ 法人の構成員数 = 面積
 農地等の面積

★ 農業委員会へ請求書を送付する前に必要な書類が添付されているかを確認してください。

第三者加算付

B面

40	(16) 氏名	(17) 生年月日		(18) 住所(請求者の住所(6)欄)と同一の場合は不要)			
	(19) 性別	(20) 請求者との続柄	※続柄を確認できる書類の添付...□		(21) 農業従事年数・月数	(22) (9)欄の日の現在における年種別	(23) 後継者名義の農地面積
41	(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日		(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日				
	(26) 農業に常時従事している	(27) (24)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の年種別	(28) (25)欄(処分対象農地等の最後の処分)の日に農業経営者となっている	(29) 特定短期被用者年金被保険者である			

42	(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住所		
	水田 太郎	昭和 3 年 9 月 1 日 平成 3 年 9 月 1 日	東京都港区○○△△○○		
43	(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日	(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日			
	平成 3 年 3 月 1 日 令和 4 年 3 月 1 日	平成 3 年 1 月 1 日 令和 4 年 1 月 8 日			
44	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の年種別	(37) (34)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている	(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農地所有資格法人の構成員等ですか
	はい	1 号 3 号 2 号 4 適用除外	はい	はい	はい
45	(40) 法人等の名称	(41) 代表者氏名	(42) 主たる事務所の所在地		

権利の種類	農地等の状況		農地等の処分状況				
	面積	処分対象	権利の移転の面積	使用収益権の設定の面積	使用収益権の消滅の面積		
50 基準日現在の農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(43) 4,000 m ²	後継者 (47)	m ² (55)	m ²		
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(44) 6,000 m ²	第三者 (48)	m ² (56) 4,000	m ²		
53 基準日後に取得又は返還を受けた農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(45) m ²	後継者 (49)	m ² (57)	m ² (63)	m ²	
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(46) m ²	第三者 (50)	m ² (58) 5,500	m ² (64)	m ²	
面積(割合)			後継者 (67)	m ² (%)			
			第三者 (68)	m ² (%) 9,500			
54 基準日現在の農地所有資格法人に対する持分(株式)の有無	(69) 基準日現在の農地所有資格法人の構成員1人当たりの農地面積	譲渡した相手方	(70) 使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていたか	(71) 自留地	旧法第43条農地等処分の相手方	(72) 土地収用法等により処分された農地等	(73) 土地収用法等により処分された農地等の面積
	m ²	有 1 2	有 1 2 3	500 m ²	有 1 2 3	無 2	m ²

(74) (14)欄で夫婦合意の経営移譲をした請求者の場合 請求者自身の名義に基づく農地等の面積 m²

★ 農地等の処分についての添付書類のチェック
 ・(47)欄～(62)欄についての処分が確認できる書類の添付...□ (「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
 ・(63)欄～(66)欄についての返還が確認できる書類の添付...□ (「添付資料一覧」の8、又は契約期間満了の場合は契約時の6、9の書類)
 ・法人持分が有の場合、「添付資料一覧」の10.18の添付...□
 ・(72)欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11～15いずれかの書類の添付...□

基準日現在で農地所有資格法人に対する持分(株式)がある場合は有に○印を付け、(69)欄にその面積を記入する。

法人が事業の用に供していた ÷ 法人の構成員数 = 面積

★農業委員会で基金へ請求書を送付する前に必要な書類が添付されているかを確認してください。

基準日から終了日までの間に、同一の第三者に処分対象農地等を処分した日のうち最も遅い日を記入すること。(なお、すべての農地等の処分が1回で終了している場合は(33)欄及び(34)欄は同じ年月日を記入すること。)

基準日から終了日までの間に、同一の第三者に処分対象農地等を処分した日のうち最も早い日を記入すること。

加算付年金を請求する場合に記載すること。

第三者が農業に常時従事している場合「1」に○印を付けること。常時従事していない場合は「2」に○印を付けること。

(33)欄当日現在の国民年金の種別の該当する番号に○印を付けること。
 ・3に○印を付けた場合は「農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付一10の2)を添付すること。
 ・4に○印を付けた場合は「20歳に達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付一10の3)を添付すること。

(33)欄の日に農業経営者となっている場合は「1」に○印を付けること。

「1」に○印を付けた場合は「特定被用者年金被保険者であることの申立書」(様式85号の2)を添付すること。

「1」に○印を付けた場合「農地所有資格法人の構成員等であることの証明書」(給付一2)を添付すること。

・m²単位で記入すること。(小数点以下は切り捨てること。)
 ・添付されている農地法第3条許可申請書等に記載されている処分ごとの面積と一致していること。

(43)欄(自作地)のうち、第三者に使用収益権を設定した農地等の合計面積を記入すること。

(44)欄(小作地)のうち、第三者に使用収益権を移転した農地等の合計面積を記入すること。

第三者に処分した農地等の合計面積((50)+(56)欄)を記入すること(使用収益権の消滅の面積((64)欄)は含まない)。

(72)欄が有「1」の場合は(73)欄にその面積を記入すること。

自留地がある場合は、その面積を記入すること。自留地は1,000m²(道南を除く北海道は2,000m²)以内

使用収益権の消滅の相手方に、請求者の配偶者が含まれていた場合には「1」に○印を付けること。(その場合、E面の(80)欄に記載すること。)配偶者が含まれていない場合には「2」に○印を付けること。

第三者加算付(法人構成員)

農地所有適格法人持分は法人の構成員へ、農地等については農地所有適格法人へ処分する事例

B 面

後継者が農地所有適格法人構成員である場合は第三者移譲となります。

基準日から終了日までの間に、同一の第三者に処分対象農地等を処分した日のうち最も遅い日を記入すること。(なお、すべての農地等の処分が1回で終了している場合は(33)欄及び(34)欄は同じ年月日を記入すること。)

基準日から終了日までの間に、同一の第三者に処分対象農地等を処分した日のうち最も早い日を記入すること。

加算付年金を請求する場合に記載すること。

第三者が農業に常時従事している場合「1」に○印を付けること。常時従事していない場合は「2」に○印を付けること。

(33)欄当日現在の国民年金の種別の該当する番号に○印を付けること。
・3に○印を付けた場合は「農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付-10の2)を添付すること。
・4に○印を付けた場合は「20歳に達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」(給付-10の3)を添付すること。

(33)欄の日に農業経営者となっている場合は「1」に○印を付けること。

「1」に○印を付けた場合は「特定被用者年金被保険者であることの申立書」(様式85号の2)を添付すること。

「1」に○印を付けた場合「農地所有適格法人の構成員等であることの証明書」(給付-2)を添付すること。

40	(16) 氏名	(17) 生年月日	(18) 住所(請求者の住所(6)欄と同一の場合は不要)			
		2 昭和 年 月 日 3 平成 年 月 日				
40	(19) 性別	(20) 請求者との続柄	※続柄を確認できる書類の添付...口	(21) 農業従事年数・月数	(22) (9)欄の日の現在における国年種別	(23) 後継者名義の農地面積
	男 1 女 2	1 長男 2 長男以外の息子 3 娘	4 養子 5 その他 6 直系卑属の配偶者	1 通算 2 継続	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	m
	(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日			(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日		
	3 平成 年 月 日 4 令和 年 月 日			3 平成 年 月 日 4 令和 年 月 日		
41	(26) 農業に常時従事している	(27) (24)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別	(28) (25)欄(処分対象農地等の最後の処分)の日に農業経営者となっている	(29) 特定短期被用者年金被保険者である		
	1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ		

42	(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住所		
	水田 太郎	2 昭和 年 月 日 3 平成 3 9 1 0 0 2	東京都港区〇〇△△〇〇		
43	(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日	(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日			
	3 平成 年 月 日 4 令和 0 1 0 5 0 7	3 平成 年 月 日 4 令和 0 1 0 5 0 7			
43	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別	(37) (34)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている	(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農地所有適格法人の構成員等ですか
	1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ

法人に移譲した場合	(40) 法大等の名称	(株)松本梅本農園
	(41) 代表者氏名	松本 智佳
	(42) 主たる事務所の所在地	東京都港区××△△〇〇

権利の種類	農地等の状況		農地等の処分状況			
	面積	面積	処分対象	権利の移転の面積	使用収益権の設定の面積	使用収益権の消滅の面積
基準日現在の農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(43) 1,000 m ²	後継者	(47) m ² (55)	m ²	m ²
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(44) m ²	第三者	(48) m ² (56)	1,000 m ²	m ²
	後継者	(49) m ² (57)	m ²	m ²	m ²	m ²
基準日後に取得又は返還を受けた農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(45) m ²	後継者	(51) m ² (59)	m ²	m ²
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(46) m ²	第三者	(52) m ² (60)	m ²	m ²
	後継者	(53) m ² (61)	m ²	m ²	m ²	m ²
面積(割合)			後継者	(67) m ² (%)		
			第三者	(68) 1,000 m ² (%)		

54	基準日現在の農地所有適格法人に対する持分(株式)の有無	(69) 基準日現在の農地所有適格法人1人当たりの農地面積	基準日後に取得した農地所有適格法人に対する持分(株式)の有無	(70) 譲渡した相手方	(71) 自留地	旧法第43条農地等処分相手方	(72) 土地収用法等により処分された農地等の面積	(73) 土地収用法等により処分された農地等の面積	特定農地等の面積
	有・無	9,000 m ²	有・無	1 有 2 無	m ²	1 有 2 無	m ²	m ²	m ²

(74) (14)欄で夫婦合意の経営移譲をした請求者の場合 請求者自身の名義に基づく農地等の面積 m²

★農地等の処分についての添付書類のチェック
 ・(4)欄～(62)欄についての処分が確認できる書類の添付...口 (「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
 ・(63)欄～(66)欄についての返還が確認できる書類の添付...口 (「添付資料一覧」の8、又は契約期間満了の場合は契約時の6、9の書類)
 ・法人持分が有の場合、「添付資料一覧」の10.18の添付...口
 ・(72)欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11～15いずれかの書類の添付...口

基準日現在で農地所有適格法人に対する持分(株式)がある場合は有に○印を付け(69)欄にその面積(注)を記入する。

法人が事業の用に供していた農地等の面積 ÷ 法人の構成員数 = 面積(注) → 27,000 m² ÷ 3人 = 9,000 m² (注)小数点以下は切り捨てること

・m²単位で記入すること。(小数点以下は切り捨てること。)
 ・添付されている農地法第3条許可申請書等に記載されている処分ごとの面積と一致していること。

処分の相手方が法人の場合は、法人の名称、代表者、主たる事務所の所在地を記入すること。

(43)欄(自作地)のうち、第三者に使用収益権を設定した農地等の合計面積を記入すること。

第三者に処分した農地等の合計面積((56)欄)を記入すること(使用収益権の消滅の面積は含まない)。

(72)欄が有「1」の場合は(73)欄にその面積を記入すること。

★農業委員会で基金へ請求書を送付する前に必要な書類が添付されているかを確認して下さい。

請求者	氏名(フリガナ)	住所	農業者年金被保険者証の記号番号									
	(フリガナ) ノウネン タロウ	東京 都府県 港 市区町村	記号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号	番号
	農年 太郎		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

★ 第三者移譲及び分割移譲の場合には必ず農業委員会で記入して添付してください。

第三者(個人)に処分(小作地の使用収益権の消滅を除く)している場合	処分の相手方	根拠法	処分面積		農業への新規参入者の該当の有無(該当する番号に○印)
			農業経営基盤強化促進法	農地法	
91	(氏名) 水田 太郎	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② 5,500 m ²	③ m ²	1 該当する
	譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ 4,000 m ²	2 該当しない
	① 15,230 m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²	
		無償			
	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② m ²	③ m ²	1 該当する
	譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ m ²	2 該当しない
	① m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²	
		無償			
	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② m ²	③ m ²	1 該当する
	譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ m ²	2 該当しない
	① m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²	
		無償			
(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② m ²	③ m ²	1 該当する	
譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ m ²	2 該当しない	
① m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²		
	無償				
(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② m ²	③ m ²	1 該当する	
譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ m ²	2 該当しない	
① m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²		
	無償				
(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転	② m ²	③ m ²	1 該当する	
譲受前の農地等面積	(2) 使用収益権の設定	④ m ²	⑤ m ²	2 該当しない	
① m ²	有償	⑥ m ²	⑦ m ²		
	無償				
その他	農業者年金基金、農地中間管理機構その他政令で定める法人に対する処分、小作地等の使用収益権の消滅及び土地収用法等に該当する事業等のための処分に係る農地等の面積		① m ²		

次のような処分をした場合の記載例
 農業者年金被保険者相当者の「水田太郎」に対し、
 (1) 農業経営基盤強化促進法により5,500m²の所有権移転をした。
 (2) 農地法により4,000m²の賃借権を設定した。

「1」、「2」のいずれかに○印を付けること。
 「1」の新規参入者に該当する場合は、必ずD面(76)欄の証明を受けること。

処分対象農地等以外の第三者名義の農地等の面積を記載すること。第三者名義の農地等がない場合は「0」m²と記入すること。

加算付年金を請求する場合
 ・①～⑦の面積の合計が50a以上(注1)となるか、若しくは、30a以上50a未満(注2)であれば年間労働時間の算出が700時間以上(注3)となること。
 ・30a以上50a未満(注2)の場合はD面(77)欄を記載すること。
 (注1) 北海道の区域にあつては2ha以上
 (注2) 北海道の区域にあつては1ha以上2ha未満、沖縄県の区域にあつては20a以上50a未満
 (注3) 沖縄県の区域にあつては、500時間

法人へ経営移譲した場合及び小作地の使用収益権の消滅等により農地等を処分した合計面積を記入すること。

(注) この調書は、第三者移譲及び分割移譲として裁定請求する場合に、農業委員会で必要事項を記入し、裁定請求書に添付して基金へ送付してください。

後継者基本額

D 面

(75) 請求者

氏名(フリガナ)	住所	農業者年金被保険者証の記号番号														
(フリガナ) ノウネン タロウ	東京 都道府県 港 市区町村	記号	番号													
農年 太郎		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0

B面(16)欄の後継者の氏名を記入すること。

(76) 耕作又は養畜の事業に従事していた証明書
(譲受後継者)

{ 農年 小太郎 } は、経営移譲終了日まで

{ } は、最初に農地等を譲り受けた日まで

耕作又は養畜の事業に従事していたことを証明します。

平成 令和 31 年 4 月 22 日

役職名 農業委員
住所 港区西新橋2-3-4
氏名 田畑 育男

該当する方を○で囲み、農業に従事していた期間の年数・月数を記入すること。

A面の(9)欄の日(経営移譲終了日)以後の年月日が記入されていること。

証明者の職名(農業委員、民生委員、町内会長等)、住所、氏名を記入すること。

(77) 特定譲受者に経営移譲を行う場合に、後継者の場合は(25)欄(第三者の場合は(33)欄)の日における経営移譲の相手方の農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合の年間労働時間

作目別	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	年間労働時間 時間
年間作付面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	

記載例 水稲 (4500m²)

※年間労働時間の算出は記入方法を参照してください。

[★農業委員会における審査確認欄]

(78) ★ 加算付年金請求の場合は、[被保険者相当者又は被保険者相当者となる]が確実な者であることを下欄により確認してください。また、分割移譲の場合の第三者についても上記と同様に確認して下さい(後継者は(79)欄の審査を行ってください)。

◇ 経営移譲の相手方が、複数いる場合には、D面をコピーして一人毎に作成してください。

相手方(氏名) は、処分対象農地等の最後の処分日当日において、

(「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。)

① 60歳未満である。	・はい	・いいえ
② 経営移譲年金の受給権者(若齢停止中の者)でない。	・はい	・いいえ
③ 農業に常時従事している。	・はい	・いいえ

④ 次の、ア～ウの該当するいずれかに、○印を付けてください。

ア 農地処分日(複数回の処分日がある場合は各々の処分日)当日において国民年金の第1号被保険者である。	
イ 国民年金の第3号被保険者であった者で、農地等を最初に取得する日前1ヵ月以内に「農地等を譲り受けた後に被保険者相当者となること」の申立書が提出され、かつ、農地等の最初の取得日後14日以内に国年種別の変更を行っている。(国年1号となる日は農地等の最初の取得日)	
ウ 国民年金の適用除外(20歳未満)であり、農地等の最初の取得日前1ヵ月以内に「20歳到達した日に農業者年金の被保険者相当者となること」の申立書が提出されている。	

⑤ 最初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受前の農地等面積の合計が(次のエ～カの該当するいずれかに、○印を付けてください)

エ 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。	
オ 30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。	⇒ オに該当した場合は、(77)欄を確認してください
カ 農地所有適格法人の1人当たりの持分の面積と自己が経営している農地等の面積の合計が50a※(注2)を超える農地所有適格法人の常時従事者となる。	

⑥ 「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。

エ～カの農地等のすべてが特定農地等※(注4)である。	・いいえ	・はい
----------------------------	------	-----

※(注1)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には1ha以上2ha未満、沖縄県の区域内に住所を有する者には20a以上50a未満
(注2)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には2ha
(注3)沖縄県の区域内に住所を有する者には500時間
(注4)耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

後継者加算付

D 面

(75) 請求者

氏名(フリガナ)	住 所	農業者年金被保険者証の記号番号
(フリガナ) ノウネン タロウ	東京(都道府県) 港(市区町村)	記 号 番 号
農 年 太 郎		1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

B面(16)欄の後継者の氏名を記入すること。

(76) 耕作又は養畜の事業に従事していた証明書
(譲受後継者)

{ 農年 小太郎 } は、経営移譲終了日まで

{ 通算 継続 } 11 年 2 月間

(新規参入者)

{ } は、最初に農地等を譲り受けた日まで

{ 通算 継続 } 年 月間

耕作又は養畜の事業に従事していたことを証明します。

平成 令和 31 年 4 月 22 日

役職名 農業委員
住所 港区西新橋2-3-4
氏名 田畑 育男

該当する方を○で囲み、農業に従事していた期間の年数・月数を記入すること。

A面の(9)欄の日(経営移譲終了日)以後の年月日が記入されていること。

証明者の職名(農業委員、民生委員、町内会長等)、住所、氏名を記入すること。

(77) 特定譲受者に経営移譲を行う場合に、後継者の場合は(25)欄(第三者の場合は(33)欄)の日における経営移譲の相手方の農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合の年間労働時間

記載例	水稻	(4500㎡)
-----	----	-----------

作目別年間作付面積	みかん (750 ㎡)	ニンジン (1,200 ㎡)	里芋 (1,050 ㎡)	水稻 (1,000 ㎡)	年間労働時間
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	1,029 時間

※年間労働時間の算出は記入方法を参照してください。

後継者の場合は(25)欄、第三者の場合は(33)欄の日において、農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合に作目、作付面積、年間労働時間を記入して下さい。(制度と実務(旧制度)参照)

【★農業委員会における審査確認欄】

(78) ★ 加算付年金請求の場合は、[被保険者相当者又は被保険者相当者となることが確実な者であること]を下欄により確認してください。また、分割移譲の場合の第三者についても上記と同様に確認してください(後継者は(79)欄の審査を行ってください)。

◇ 経営移譲の相手方が、複数いる場合には、D面をコピーして一人毎に作成してください。

★農業委員会の審査確認欄です。

相手方(氏名) 農年小太郎 は、処分対象農地等の最後の処分日当日において、

(「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください)

① 60歳未満である。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
② 経営移譲年金の受給権者(若齢停止中の者)でない。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
③ 農業に常時従事している。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
④ 次の、ア～ウの該当するいずれかに、○印を付けてください。		
ア 農地処分日(複数回の処分日がある場合は各々の処分日)当日において国民年金の第1号被保険者である。		<input type="radio"/>
イ 国民年金の第3号被保険者であった者で、農地等を最初に取得する日前1ヵ月以内に「農地等を譲り受けた後に被保険者相当者となることの申立書」が提出され、かつ、農地等の最初の取得日後14日以内に国年種別の変更を行っている。(国年1号となる日は農地等の最初の取得日)		<input type="radio"/>
ウ 国民年金の適用除外(20歳未満)であり、農地等の最初の取得日前1ヵ月以内に「20歳到達日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」が提出されている。		<input type="radio"/>
⑤ 最初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受前の農地等面積の合計が(次のエ～カの該当するいずれかに、○印を付けてください)		
エ 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。		<input type="radio"/>
オ 30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。	<input checked="" type="radio"/>	⇒オに該当した場合は、(77)欄を確認してください
カ 農地所有適格法人の1人当たりの持分の面積と自己が経営している農地等の面積の合計が50a※(注2)を超える農地所有適格法人の常時従事者となる。		<input type="radio"/>
⑥ 「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。		
エ～カの農地等のすべてが特定農地等※(注4)である。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ

加算付年金を請求する場合
農業委員会において、後継者の氏名を記入し①～⑥の該当する欄に○を付けること。

「常時従事」とは
①耕作又は養畜の事業に従事する日数が150日以上である者
②耕作又は養畜の事業に従事する日数が150日未満であっても、その者が従事している農業経営に必要な農作業のすべてに従事していると認められる場合

「特定農地等」とは、耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される農地等で、三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

※(注1)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には1ha以上2ha未満、沖縄県の区域内に住所を有する者には20a以上50a未満
(注2)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には2ha
(注3)沖縄県の区域内に住所を有する者には500時間
(注4)耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

第三者加算付

D 面

(75) 請求者

氏名(フリガナ)	住所	農業者年金被保険者証の記号番号
(フリガナ) ノウネン タロウ	東京(都道府県) 港(市区町村)	記号番号
農年太郎		1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

第三者が新規参入者に該当する場合は証明を受けて下さい。

(76) 耕作又は養畜の事業に従事していた証明書 (譲受後継者)

〔 〕 は、経営移譲終了日まで

〔 通算継続 年 月間 年 月間 〕

(新規参入者)

〔 水田太郎 〕 は、最初に農地等を譲り受けた日まで

〔 通算継続 2 年 2 月間 〕

耕作又は養畜の事業に従事していたことを証明します。

平成令和 1 年 5 月 8 日

役職名 農業委員

住所 港区西新橋2-3-4

氏名 田畑 育男

該当する方を○で囲み、農業に従事していた期間の年数・月数を記入すること。

A面の(9)欄の日(経営移譲終了日)以後の年月日が記入されていること。

証明者の職名(農業委員、民生委員、町内会長等)、住所、氏名を記入すること。

(77) 特定譲受者に経営移譲を行う場合に、後継者の場合は(25)欄(第三者の場合は(33)欄)の日における経営移譲の相手方の農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合の年間労働時間

作目別年間作付面積	みかん (750 m ²)	ニンジン (1,200 m ²)	里芋 (1,050 m ²)	水稲 (1,000 m ²)	年間労働時間 1,029 時間
	(m ²)	(m ²)	(m ²)	(m ²)	

記載例 水稲 (4500m²)

※年間労働時間の算出は記入方法を参照してください。

後継者の場合は(25)欄、第三者の場合は(33)欄の日において、農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合に作目、作付面積、年間労働時間を記入して下さい。(制度と実務(旧制度)参照)

★農業委員会の審査確認欄です。

【★農業委員会における審査確認欄】

(78) ★ 加算付年金請求の場合は、[被保険者相当者又は被保険者相当者となること]が確実な者であることを下欄により確認して下さい。また、分割移譲の場合の第三者についても上記と同様に確認して下さい(後継者は(79)欄の審査を行ってください)。

加算付き年金を請求する場合及び「分割移譲の場合」は農業委員会で記入

◇ 経営移譲の相手方が、複数いる場合には、D面をコピーして一人毎に作成してください。

相手方(氏名) 水田太郎 は、処分対象農地等の最後の処分日当日において、

(「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。)

① 60歳未満である。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
② 経営移譲年金の受給権者(若齢停止中の者)でない。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
③ 農業に常時従事している。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
④ 次のア～ウの該当するいずれかに、○印を付けてください。		
ア 農地処分日(複数回の処分日がある場合は各々の処分日)当日において国民年金の第1号被保険者である。		<input type="radio"/>
イ 国民年金の第3号被保険者であった者で、農地等を最初に取得する日前1ヵ月以内に「農地等を譲り受けた後に被保険者相当者となること」の申立書が提出され、かつ、農地等の最初の取得日後14日以内に国年種別の変更を行っている。(国年1号となる日は農地等の最初の取得日)		<input type="radio"/>
ウ 国民年金の適用除外(20歳未満)であり、農地等の最初の取得日前1ヵ月以内に「20歳到達した日に農業者年金の被保険者相当者となること」の申立書が提出されている。		<input type="radio"/>
⑤ 最初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受前の農地等面積の合計が(次のエ～カの該当するいずれかに、○印を付けてください)		
エ 50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。		<input type="radio"/>
オ 30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。	<input checked="" type="radio"/>	⇒オに該当した場合は、(77)欄を確認してください
カ 農地所有適格法人の1人当たりの持分の面積と自己が経営している農地等の面積の合計が50a※(注2)を超える農地所有適格法人の常時従事者となる。		<input type="radio"/>
⑥ 「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。		
エ～カの農地等のすべてが特定農地等※(注4)である。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ

加算付年金を請求する場合
農業委員会において、第三者の氏名を記入し①～⑥の該当する欄に○を付けること。

「常時従事」とは
①耕作又は養畜の事業に従事する日数が150日以上である者
②耕作又は養畜の事業に従事する日数が150日未満であっても、その者が従事している農業経営に必要な農作業のすべてに従事していると認められる場合

「特定農地等」とは、耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される農地等で、三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

※(注1)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には1ha以上2ha未満、沖縄県の区域内に住所を有する者には20a以上50a未満
(注2)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者には2ha
(注3)沖縄県の区域内に住所を有する者には500時間
(注4)耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

後継者加算・基本

〔★農業委員会における審査確認欄〕

E 面

★農業委員会の審査・確認欄です。

(79) ★分割移譲の場合の後継者の確認

後継者 は、どちらかに、○を付けて下さい。

① 農業に常時従事していますか。	している	<input checked="" type="radio"/> していない
② 国民年金の2号被保険者ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
③ 障害の状況にありますか。	はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

分割移譲の場合、後継者について氏名を記入するとともに該当する事項に○印を付けること

(80) 〔★小作地の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合の届出の提出と指導の状況〕

「農地等配偶者返還届」(様式第55号)が、返還する日の1ヵ月前までの、平成・令和 年 月 日に農業委員会へ提出され、農業構造の改善に資するような処分の指導をした。

使用収益権の消滅の相手方に、請求者の配偶者が含まれていた場合(B面の(70)の「1」に○印を付けた場合)は、「配偶者返還届」が提出された年月日を記入すること。

配偶者返還届は農業委員会で保管し基金へは送付しないこと。

(81) ★国民年金資格との突合結果(注1)

請求者は農業者年金基金から送付された受給資格との不整合リストに該当していない。 ⇒ 該当していない

どちらかに、○を付けてください。 ⇒ 該当している

不整合リストに該当している場合は、資格訂正届を平成・令和 30年 12月 6日に基金へ提出している。
(注) 資格訂正届を提出した年月日を記載してください。

・基金から送付した「農業者年金被保険者記録確認リスト(不整合リスト)」に請求者が該当しているかを確認しいずれかに○印を記入すること。

・「該当している」場合は、農業者年金の資格記録の訂正届を提出させること。なお、訂正届を提出済みの場合は訂正届の提出年月日を記入すること。

(注1) 国年資格との突合結果については、平成16年11月に基金から送付している、不整合リストを確認してください。
(該当者がいる場合のみリストを送付)

・「経営移譲管理カード」等により諸名義ごとのいずれか該当する欄に、必ず○印を記入すること。

・同一名義に○印が重複しないこと。

(82) 〔★審査確認欄〕

当該経営移譲が適格であり、この届出書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 1 年 5 月 18 日

★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印)			
経営移譲管理カードにより転記(一致)すること。			
該当諸名義	変更済	変更予定	名義なし
農業共済の加入名義	<input checked="" type="radio"/>		
経営所得安定対策等交付金の申請名義		<input checked="" type="radio"/>	
農業所得納税申告名義		<input checked="" type="radio"/>	

A面の農業委員会受付印の日以後の日であること。

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者移譲の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。

第三者への経営移譲の場合は農業共済及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。

名義を持たないものは、「名義なし」欄に○印を付けてください。

必ずチェックされていることを確認すること。

本人確認欄

経営移譲年金を受給するための事前指導を受け、かつ経営移譲年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

第三者

〔★農業委員会における審査確認欄〕

E 面

★農業委員会の審査・確認欄です。

(79) ★分割移譲の場合の後継者の確認

後継者 は、どちらかに、○を付けて下さい。

① 農業に常時従事していますか。	している	していない
② 国民年金の2号被保険者ですか。	は い	いいえ
③ 障害の状況にありますか。	は い	いいえ

(80) [★小作地の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合の届出の提出と指導の状況]

「農地等配偶者返還届」(様式第55号)が、返還する日の1ヵ月前までの、平成・令和 年 月 日に農業委員会へ提出され、農業構造の改善に資するような処分の指導をした。

(81) ★国民年金資格との突合結果(注1)

請求者は農業者年金基金から送付された受給資格との不整合リストに該当していない。 ⇒ **該当していない**

どちらかに、○を付けてください。 該当している

不整合リストに該当している場合は、資格訂正届を平成・令和 年 月 日に基金へ提出している。
(注) 資格訂正届を提出した年月日を記載してください。

・基金から送付した「農業者年金被保険者記録確認リスト(不整合リスト)」に請求者が該当しているかを確認しいずれかに○印を記入すること。

・「該当している」場合は、農業者年金の資格記録の訂正届を提出させること。なお、訂正届を提出済み場合は訂正届の提出年月日を記入すること。

(注1) 国年資格との突合結果については、平成16年11月に基金から送付している、不整合リストを確認してください。
(該当者がいる場合のみリストを送付)

・「**経営移譲管理カード**」等により諸名義ごとのいずれか該当する欄に、必ず○印を記入すること。

・同一名義に○印が重複しないこと。

(82) [★審査確認欄]

当該経営移譲が適格であり、この届出書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 1 年 5 月 18 日

★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印★)			
該 当 諸 名 義	変 更 済	変 更 予 定	名 義 な し
農業共済の加入名義	○		
経営所得安定対策等 交付金の申請名義		○	
農業所得納税 申請名義			/

A面の農業委員会受付印の日以後の日であること。

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者移譲の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。

第三者への経営移譲の場合は農業共済及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。

名義を持たないものは、「名義なし」欄に○印を付けてください。

自 署 欄	<p>経営移譲年金を受給するための事前指導を受け、かつ経営移譲年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p>(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)</p>
-------------	--

必ずチェックされていることを確認すること。